



7月に参議院議員通常選挙が予定されています

参議院議員通常選挙では、選挙公報が発行されます。また、公示日に選挙特集の発行予定です。



選挙公報・選挙特集は、中国・朝日・読売・山陽・毎日・産経・日本経済の各新聞に折込みします。

これらの新聞を購読していない人は、申し出により郵送で各世帯に送付しています。

※既に申し出ている人は申出不要
問選挙管理委員会事務局

(☎0848-25-7258)

市・県民税納税通知

平成25年度市・県民税納税通知書(個人納付書)は、6月中旬に送付する予定です。

納期限

【第1期】7月1日(月)【第2期】9月2日(月)

【第3期】10月31日(木)【第4期】1月31日(金)

問市民税課市民税係(☎0848-25-7154)

因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

※納税には安全便利な口座振替をご利用ください。

バイクビズおのみち補助制度 ~自転車でおのみちを楽しもう!~

電動アシスト付き自転車または幼児2人同乗用自転車の購入に対し、補助を行います。

受付期間 6月3日(月)~11月29日(金)
8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

※ただし、既定数に達し次第終了

補助対象 4月1日以降に、市内の販売店で、電動アシスト付き自転車または幼児2人同乗用自転車を購入された、市内在住の18歳以上の人

申請場所 環境政策課または各支所

※詳しいことは、広報おのみち4月号15頁をご覧ください。

問環境政策課(☎0848-25-7430)

井戸水の管理 定期的に水質検査を受けましょう

井戸水などを飲用している場合は、使う人が自分自身で、井戸などの施設や水質の管理をしなければなりません。

重金属や病原性のある細菌、農薬や化学物質によって井戸水が汚染されている可能性もあります。

■安心して井戸水などを飲むために

◇井戸などの施設と周辺の点検、清掃を行い、いつも清潔に保ちましょう。

◇関係ない人や動物を近づけないようにしましょう。

◇毎朝コップに水を採って、色、濁り、味、臭いを調べて異常を感じたら点検しましょう。

◇より安全のために、2分以上沸かしてから飲むようにしましょう。

■井戸水が飲用に適するかどうか、定期的(1年以内ごとに1回)に水質検査を行いましょう。

通常の検査は「①一般細菌②大腸菌③亜硝酸態及び硝酸態窒素④塩化物イオン⑤有機物⑥pH⑦味⑧臭気⑨色度⑩濁度」の10項目が対象です。しかし、井戸水は地質により、フッ素、鉄、マンガン、ヒ素等重金属類を含有する場合があります。過剰に摂取した場合、健康に被害を受ける場合があります。このため10項目以外も定期的に検査を受けるようにしましょう。御調地区は特にフッ素の含有量が多いと言われています。

検査は、厚生労働大臣の登録を受けた次の検査機関などで受けることができます。

登録検査受付機関

尾道食品衛生協会(古浜町26-12)

(県東部保健所内)(☎0848-23-8130)

因島食品衛生協会(因島田熊町4482-1)

(因島福祉会館内)(☎0845-22-3259)

三原食品衛生協会(三原市円一町2-4-1)(県東部建設事務所三原支所内)(☎0848-64-2910)(生口)

島にお住まいの人)

※検査に要する費用等は上記機関

に直接お問い合わせください。

問環境政策課(☎0848-25-7430)

犬を飼っている皆さんへ

●犬は必ずつないで飼いましょう

広島県動物愛護管理条例で、犬の放し飼いは禁止されています。犬を飼う場合は尾道市への登録および狂犬病予防注射はもちろんのこと必ずつないで飼いましょう。もし飼うことができなくなった場合は絶対に遺棄をせず、動物愛護センターへご相談ください。

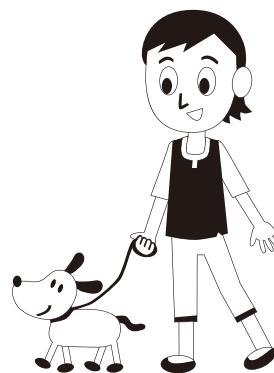
●野良犬や野良ねこを集める原因について

無責任にエサを与えると、その場所に野良犬や野良ねこが集まり、糞をしたりゴミを荒らしたりして地域の皆さんに迷惑をかけるとともに、野良犬や野良ねこが増える原因にもなります。もしエサを与えるなら、家族の一員として終生愛情と責任をもって自宅で飼いましょう。

問環境政策課(☎0848-25-7430)

広島県動物愛護センター

(☎0848-86-6511)



印鑑登録証を紛失したときは

印鑑登録証がなければ印鑑証明書を出すことができません。
印鑑登録証を提出した後、改めて印鑑登録をする必要があります。

■亡失届と再登録に必要なもの

- ①登録する印鑑
 - ②運転免許証等官公署が発行した顔写真付き本人確認書類(発行後10年以内の有効期限内のもの)もしくは市に印鑑登録をしている人の登録印鑑を押印した保証書(印鑑登録申請書の裏面にあります。)
 - ③代理権授与通知書(委任状)
※本人以外の人が登録申請する場合に必要
 - ④照会回答書
※本人以外の人が登録申請した場合、または本人が②を持っていない場合に本人宛に郵送される書類です。
 - ※本人が登録する場合は、①と②があれば即日登録可
 - ※本人以外の人が登録する場合は、①と③と代理人の本人確認証を持参し、後日郵送する④と代理人と本人の免許証や保険証などの本人確認証を持参。
 - ※登録済みの印鑑を紛失した場合や、印鑑を変更する場合も同様の手続きが必要。
- 問市民課(☎0848-25-7102)
- 毎週金曜日は午後7時まで戸籍、住民票、印鑑証明を発行しています**
- 場所** 本庁市民課、因島総合支所市民生活課
- 業務内容** 戸籍、住民票、印鑑証明書の発行、パスポートの受取など
- ※住所変更、パスポートの申請はできません
- 問市民課(☎0848-25-7102)
- 因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)



国民年金 ~こんな時には手続きを~

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、老齢・退職年金受給者を除き、すべて国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。国民年金に加入する手続きを忘れたり、保険料を納め忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が受けられない場合があります。次のようなときには、届出が必要です。

20歳になったとき

厚生年金・共済組合加入者、第3号被保険者以外の人が20歳になったときは、国民年金被保険者資格取得の届出を行ってください。

会社を退職したとき

60歳になる前に会社などを退職したとき(厚生年金や共済組合の被保険者でなくなったとき)は、会社を退職した翌日から国民年金に加入しなければなりません。

配偶者の扶養でなくなったとき

配偶者の退職や本人の収入増加などにより、配偶者の扶養でなくなったときは、第1号被保険者への種別変更の届出が必要です。



学生で保険料を納めることが困難な場合

学生の場合、本人の前年の所得が一定額以下のとき、申請をして承認を受ければ、在学期間中の保険料を後払いできる学生納付特例制度があります。申請は毎年必要です。年金事務所から届く学生納付特例申請書のはがきを出した場合は、新たに申請書を提出していただく必要はありません。

学生ではないが保険料を納めることが困難な場合

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下のとき、申請により保険料の全額または一部が納付免除となります。なお、一部免除の場合、免除にならなかった部分は納付が必要です。

30歳未満の学生以外の人で、本人と配偶者の所得が一定額以下のとき、申請をして承認されればその期間の保険料を後払いできる若年者納付猶予制度があります。

問保険年金課申請給付係(☎0848-25-7135)

清掃

~毎月1日は
「門前清掃の日」です~

【旧尾道・御調・向島地区】圓清掃事務所 (☎0848-48-2900)
【因島地区(原・洲江含む)】圓南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】圓南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

容器包装プラスチック・ ペットボトルの分け方・出し方

■容器包装プラスチック

「中身を食べたり使ったりして、いらなくなつたプラスチック・ビニール製の容器・袋・包装」のことです。容器包装プラスチックはリサイクルしています。中身を使い切り、汚れを取り除いて透明な袋に入れてから出してください。
(例) カップめん・プリン・ゼリーの容器、たまごパック・シャンプー、洗剤などの容器



■ペットボトル

ペットボトルのふたとラベルは外して透明な袋に入れて出してください。プラスチック製のふたとラベルは「容器包装プラスチック」へ出してください。ソース系の容器、油系の容器等、よごれの落ちないものは「もやせるごみ」へ出してください。
(例) お茶、しょう油、水、みりん、酒など



休日のごみ持込受付は「6月23日(日) 8:30~12:00」

対象物は、家庭からのごみです。正しく分別して持ち込んでください。

①尾道市クリーンセンター (※資源物・粗大ごみも含む)	圓清掃事務所 (☎0848-48-2900)
②南部清掃事務所 (※粗大・燃やせないごみも含む)	圓南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
③瀬戸田名荷埋立処分地 (※生ごみを除く)	圓南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454/当日:☎0845-27-4810)

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターでは行いません。

「門前清掃(もんぜんせいそう)」運動をご存じですか?

門前清掃は、門先清掃などとも言い、自宅や会社などの周りをボランティアで定期的にきれいにしようという運動で、各地で地道に行われています。市では、この運動を市民や各事業所の皆さんに広く提唱し、きれいなまちづくり運動の中心に据え、地道で息の長い運動にしていきたいと考えています。落ちているごみを拾い、雑草が生えていれば抜き取るなど、市民一人ひとりのちょっとした行動で地域の美化が保たれます。“きれいな尾道”をみんなでつくりましょう。

木造住宅の耐震診断・改修費補助 暮らし安心、わが家も耐震

今や、いつどこで起きてもおかしくない大規模地震。その時に備えて、住まいの耐震化を進めましょう。

木造住宅の安全性を調査する耐震診断費用を3分の2以内で上限2万円まで、耐震改修にかかる工事費用の一部を上限30万円まで補助します。

対象となる住宅(すべての要件を満たすもの)

- ①市内にある木造在来軸組構法および伝統的構法の住宅
- ②昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅、長屋住宅または併用住宅(延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る)であること
- ③居住の実態があること
- ④地階を除く階数が2以下であること
- ⑤国、地方公共団体、その他公的団体が所有するもの以外であること

募集件数 耐震診断 5棟程度
耐震改修 3棟程度

申込期間 7月1日(月)~10月31日(木)

※ただし調査又は工事が平成26年1月31日までに完了できるもの

申問建築指導課建築指導係(☎0848-25-7245)

